

流山市農業委員会  
平成30年第10回  
総会議事録

平成30年10月10日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成30年第10回総会議事録

1 期 日 平成30年10月10日(水)

2 場 所 流山市役所301会議室

3 議長名 水代 啓司

4 署名委員 10番 小嶋 悦子  
11番 小倉 節子

5 出席委員・推進委員(委員12名/推進委員4名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 鈴木 亨    | 2番 金子 孝博   |
| 3番 中嶋 清    | 4番 小菅 康男   |
| 5番 染谷 一嘉   | 6番 石井 保    |
| 7番 吉田 達弘   | 8番 岡田 長政   |
| 9番 山崎 日出男  | 10番 小嶋 悦子  |
| 11番 小倉 節子  | 12番 水代 啓司  |
| 推進委員 秋元 正  | 推進委員 酒巻 孝美 |
| 推進委員 小林 常男 | 推進委員 増田 正美 |

6 欠席委員・推進委員(委員0名/推進委員0名)

7 書記名 副主査 齊藤 恒夫

8 事務局 事務局次長 秋元 学  
事務局主査 鈴木 正寿

9 会議目次

|  |    |
|--|----|
| (1)議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)(恒久転用)…………… | 1  |
| (2)議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について……………            | 2  |
| (3)議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)……………      | 6  |
| (4)議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)……………      | 7  |
| (5)議案第43号 農用地利用集積計画の決定について……………                | 9  |
| (6)議案第44号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について……………     | 10 |
| (7)報告第26号 平成30年度流山市利用状況調査結果について……………           | 12 |
| (8)報告第27号 生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について……………       | 12 |
| (9)報告第28号 合意解約の通知について……………                     | 13 |
| (10)報告第29号 転用許可に伴う工事完了の報告について……………             | 13 |
| (11)報告第30号 専決処理の報告について……………                    | 14 |

**▲開会 午後4時10分**

○水代議長 それでは、ただ今から平成30年第10回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名の定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることをご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代議長 異議なしと認めます。

10番 小嶋委員、11番 小倉委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。本日の会議の書記として、斉藤副主査を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

秋元次長。

◎秋元次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧くださいと思います。

本日、ご審議いただく案件につきましては、継続審査案件の議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)(恒久転用)」及び議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」から議案第44号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」までの6議案について、ご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第26号「平成30年度流山市利用状況調査の結果について」から報告第30号「専決処理の報告について」報告させていただきたいと思います。

説明は、以上です。よろしくお願いたします。

○水代議長 ただいまの説明について、何かご質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代議長 なしと認めます。

○水代議長 これより議事に入ります。

議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)(継続審査)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第37号

農地法第5条の規定による許可申請について(県許可)(継続審査)  
次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年10月10日提出

本件の申請につきましては、市街化調整区域内の農地を売買で取得し、流通業務施設用地に農地転用することから、農地法第5条の規定に基づき、許可申請されたものです。

また、当該申請地は、本市が千葉県から権限移譲を受けております2万平方メートルを超えていることから、県許可となるものです。

申請がありました権利者は、東京都渋谷区に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市小屋、中野久木、北の田234筆で、転用面積は170,918.08平方メートルです。

次に、移転の原因は売買です。

申請事由ですが、首都圏における大型物流施設の需要が高まっていることから、その需要に対応するため、流通業務施設である物流倉庫を整備するものです。

次に、申請地の農地区分についてですが、規模が10ヘクタール以上の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地につきましては、原則は農地転用許可ができないとされておりますが、今回の申請は流通業務施設に該当し、第1種農地の許可の例外として、許可ができるものです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第37号について、許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

はい、ありがとうございます。挙手、全員であります。

よって議案第37号については、許可相当とすることに決定いたしました。

○水代議長 次に、議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第40号

農地法第3条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年10月10日提出

議案の1番の権利者は、流山市南流山6丁目の方で、職業は兼業です。

申請がありました土地は、流山市下花輪の田5筆、合計面積は5,155平方メートルです。

申請事由ですが、農業後継者育成のため、贈与するものです。

議案案内図については、1ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の2番の権利者は、流山市大字下花輪の方で、職業は農業です。

申請がありました土地は、流山市下花輪の田1筆、面積は1,031平方メートルです。

申請事由ですが、営農意欲の向上のため、贈与するものです。

議案案内図については、2ページにございますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の3番の権利者は、柏市中央町に住所を有する農地所有適格法人です。

申請がありました土地は、流山市南の田2筆及び畑4筆、合計面積は2,321平方メートルです。

申請事由ですが、農業経営規模の拡大のため、売買により取得するものです。

議案案内図については、3ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第3条許可申請は、以上の3件です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

今月の案件は3件であります。

本案については、現地調査及び関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

議案の1番の申請地は、東武線初石駅の南西約2.1キロメートルに位置している田5筆で、合計面積は5,155平方メートルであります。

申請理由は、農業後継者育成のため、贈与するものであります。

申請地の田は、稲刈り済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約1.7ヘクタールで、農業従事者は4名です。

続きまして、議案の2番についてご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置している田1筆で、面積は1,031平方メートルであります。

申請理由は、耕作意欲を高めるため、贈与するものであります。

申請地の田は、稲刈り済みの状況でした。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約0.6ヘクタール

ルで、農業従事者は2名です。

続きまして、議案の3番についてご報告いたします。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の西約2キロメートルに位置している田2筆及び畑4筆で、合計面積は2,321平方メートルであります。

申請理由は、農業経営規模の拡大のため、売買により取得するものであります。

申請地の田は稲刈り済み、畑は耕起済みの状態でした。

権利者は、農地所有適格法人の要件を、現在満たしている法人です。

次に、法人の概要についてですが、事業内容は、農産物の生産・販売、農機械器具のリース等で、現在、我孫子市等で事業を展開している法人であります。

ここ3年間の年商は約5,000万円から7,000万円とのことです。

次に、権利者の営農状況でございますが、権利者の耕作面積は、約0.8ヘクタールで、我孫子市内で耕作を行っており、農業従事者は5名です。

次に、権利移転後の作付け計画につきましては、田は水稻、畑はシシトウやホウレンソウを考えているとのことでした。

なお、3番の権利者につきましては、流山市土地改良区との協議を行う事と、周囲の耕作者と調和を図るようお願いしたところでございます。

以上のことを基に審議いたしましたところ、本案については、労働力の確保及び農業の効率的利用の確保が図れること。

また、農地取得下限面積を超えていることなどが確認できており、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、全会一致をもって、それぞれ許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 3番についてですが、機械のリースを行うと説明がありましたが、どういう機械をリースされているのですか。

◎事務局 鈴木主査 機械のリースについては、法人の定款に記載されている事業を表記しましたが、先日の小委員会のヒアリングにおいては、農地所有適格法人の主な事業としては、仕入れ販売や自分たちの生産販売が中心で、農機具リースについては実施しているものではございませんでした。

◆7番(吉田委員) 今後の(リース)計画はありますか。

◎事務局 鈴木主査 ヒアリングの中でも、それはありませんでした。

○水代議長 農機具のリース事業は農業部門になりますか。

例えば、以前の案件で農園レストラン経営は農業の一部として売上計上できるんですが、農地の一部を貸農園として行くと、これは不動産賃貸となって農業売上経常はできないんですよ。

それと同様に、リース業は賃貸になるのではないですか。

◎事務局 鈴木主査 少し、お時間をいただき確認したいと思います。

(数分後)

◎事務局 鈴木主査 一部訂正と内容の確認事項を申し上げます。

農業に当たるのは農業耕作、その関連事業として、農畜産物を原料・材料として使用する製造または加工と、これらの貯蔵・運搬・販売などです。

リース業だけだと、農業部門には含められませんが、その法人の主たる事業が農業(全体の50パーセント以上)であれば、農地所有適格法人の要件が満たされるものです。

○水代議長 リース(収益)の比率はいくらですか。

◎事務局 鈴木主査 リース(収益)は、ゼロ(パーセント)です。

○水代議長 他にご質問ございますか。

◆(小林推進委員) 申請の3番ですが、売買単価はいくらですか。

◎小倉委員長 売買の坪単価は、15, 200円で、総額1, 067万2, 000円です。

○水代議長 他に質問ございますか。

◆3番(中嶋委員) 3番についてですが、この法人の設立年月日はいつですか。

それと、自分で生産して販売するものと仕入れて販売するものとの内訳について、わかる範囲で教えてください。

◎小倉委員長 法人設立は、平成18年12月です。

◎事務局 鈴木主査 昨年度の販売実績ですが、仕入れ販売が約6, 000万円。

これが主な実績で、生産販売はほとんどゼロです。

先ほど説明があったように、法人設立は平成18年ですが、ししとうやホウレンソウ販売について、昨年くらいから実績が出てきた状況です。

この法人は、柏市に存在する農地所有適格法人ですので、柏市農業委員会に法人の実績報告がなされています。農地所有適格法人の要件は満たしています。

◆3番(中嶋委員) 耕作はほとんど田んぼですか。

◎事務局 鈴木主査 田が4, 500平方メートル。畑が4, 000平方メートルです。

◆3番(中嶋委員) わかりました。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第40号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

はい、挙手全員であります。

よって議案第40号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の3ページをご覧ください。

議案第41号

農地法第4条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求めます。

平成30年10月10日提出

議案の1番と2番は、同一事業でありますので、一括して説明いたします。

権利者は、流山市大字大畔にお住いの方です。

申請がありました土地は、流山市大畔の畑2筆、転用面積は187.61平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図については、4ページと5ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第4条の許可申請については、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご報告いたします。

議案の1番と2番につきましては、同一事業で関連がありますので、一括してご報告いたします。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、つくばエクスプレス線流山おおたかの森駅の北西約1キロメートルに位置し、周囲は市街地に近接する10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

申請者は、流山市大字大畔にお住いの共有の方です。

申請理由については、申請者は、現在、イチゴ農園を営んでいますが、駐車場の一部が道路用地となり、また、イチゴのもぎ取り用のハウスを3棟増設することから、来客用駐車場が不足するため、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について、ご説明いたします。

路面を砕石敷きとし、既存施設を含め17台分の駐車場を整備する計画です。

排水対策については、雨水は自然浸透処理し、排水する計画であります。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりとなっております。

次に、資金計画についてですが、駐車場の整備費が約70万円。自己資金で賄う計画であり、金融機関発行の残高証明書が添付されております。



他法令の関係につきましては、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第4条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代議長 ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第41号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第41号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 次に、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を、議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の4ページをお開きください。

議案第42号

農地法第5条の規定による許可申請について

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

平成30年10月10日提出

権利者は、流山市野々下に住所を有する法人です。

申請がありました土地は、流山市野々下2丁目の現況畑1筆、転用面積は564平方メートルです。

転用目的につきましては、駐車場用地とするもので、この申請地の案内図と計画図については、6ページと7ページにございますので、併せてご参照ください。

今月の農地法第5条許可申請につきましては、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。)

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご報告い

たします。

本案についても、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。

申請地は、東武線豊四季駅の南約1.2キロメートルに位置し、周囲は市街地に近接する10ヘクタール未満の農地であることから、第2種農地と判断いたしました。

移転の原因は売買で、転用目的は駐車場用地とするものでございます。

権利者は、流山市野々下に住所を置く株式会社で、昭和63年に設立されております。

事業内容は、廃棄物の収集運搬で、ここ3年間の年商は、約2億円から3億2千万円ということです。

申請理由については、事業経営規模の拡大から、既存の駐車場が手狭になり、従業員用の駐車場を整備するため、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について、ご説明いたします。

路面を砕石敷き、出入口のスロープ部分をアスファルト舗装とし、14台分の駐車場を整備する計画です。

排水対策については、雨水は自然浸透処理し、排水する計画であります。また、出入口部分のある敷地南側には、素掘り側溝の代わりに排水管を設置し、東側道路の側溝に接続します。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりとなっております。

次に、資金計画についてですが、土地の売買金額が約600万円、

駐車場の整備費が約260万円で、全て自己資金で賄う計画で、金融機関発行の残高証明書が添付されております。

他法令の関係につきましては、該当はありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願い致します。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆(増田推進委員) この事業者は数年前に坂川の上で、廃棄物の収集運搬車両用駐車場の農転案件がありましたが、その申請をした業者ですか。

◎事務局 鈴木主査 平成28年度に流山市の家庭ごみ収集運搬業務を受託した業者です。今回の申請は、その委託事業用ではなく、事業系ごみの収集運搬許可業に係る農転申請です。

◆(増田推進委員) 同じ業者ですよ。

3年前に許可した土地に、現在、プレハブ建物が建設されていますが、事務所とか建てても良かったのですか。

◎事務局 鈴木主査 農地法の中では、駐車場として農地転用許可を取っていますが、建物は都市計画法の中で、駐車場の管理棟として必要な手続きを取って建築したと聞いています。

○水代議長 正当なんですね。

◎事務局 鈴木主査 はい。

○水代議長 ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代議長 次に、議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の5ページをご覧ください。

議案第43号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

平成30年10月10日提出

議案の1番の権利者は、流山市大字平方にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります田2筆で、合計面積は1,915平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図については、8ページにありますので、併せてご参照ください。

続きまして、議案の2番の権利者は、流山市中にお住いの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、流山市平方にあります畑1筆で、面積は1,513平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により3年間で、移転の原因は、賃貸借です。

本件の議案案内図については、9ページにありますので、併せてご参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。)

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第43号「農用地利用集積計画の決定について」ご報告いたします。

今月の案件は、更新が2件であります。

議案の1番は、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は48歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

申請地については、写真のとおりで、稲刈り済の状態でした。

続きまして、議案の2番は、引き続き3年間の利用権を設定しようとするものであります。

権利者の職業は農業で年齢は40歳でございます。農業従事者は4名で、農業従事日数は300日であります。

申請地については、写真のとおりで、耕起済みでした。

以上のことをもとに審議いたしましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆7番(吉田委員) 2番ですが、地図で見ると細長い部分がありますが、ここも農地ですか。

○水代議長 旗さお地になってますね。

◎事務局 鈴木主査 状況としては、耕作しています。

○水代議長 よろしいですか。

ほかにご質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第43号について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手を願います。挙手、全員であります。

よって議案第43号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代議長 次に、議案第44号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の7ページをお開きください。

議案第44号

農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて  
次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求める。

平成30年10月10日提出

申請者は、流山市名都借にお住まいの方です。

申請がありました土地は、流山市名都借の畑1筆、面積は135平方メートルです。  
変更後の地目につきましては、宅地です。

次に、本件につきましては登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況は宅地として、20年以上経過していることから、このたび、登記簿上の地目を現況の地目に合わせるために、証明願の提出があったものです。

次に、本件の議案案内図については、10ページと11ページにございますので、ご参照ください。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○水代議長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小倉委員長。

◎小倉委員長 議案第44号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」ご報告いたします。

本案についても、審議に先立ち現地調査を行っております。

はじめに、申請地につきましては、前方の地図でご説明いたします。申請地は、常磐線南柏駅の西約1.4キロメートルに位置している土地でございます。

申請者が平成24年に相続により取得した土地で、昭和46年から宅地として利用されていたとのことでした。今回の願出書の提出に当たっては、現在表示しております、平成7年5月に撮影された航空写真が添付されておりました。

次に、申請目的につきましては、登記簿上の地目は畑となっておりますが、現況と異なることから、地目を一致させるため、願出があったものであります。現地調査を行ったところ、現況は写真のとおり宅地の状況となっていることを確認いたしました。

以上のことをもとに審議したところ、本件土地については、今から20年以上は、宅地として利用されていることが確認できるため、本案については、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上です。よろしくご審議のほどをお願いします。

○水代議長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代議長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。  
挙手、全員であります。  
よって議案第44号については、証明することに決定いたしました。

○水代議長 次に、報告第26号「平成30年度流山市利用状況調査の結果について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の8ページをお開きください。  
報告第26号

平成30年度流山市利用状況調査結果について  
農地法第30条第1項の規定により実施した「平成30年度流山市利用状況調査の集計結果」について、次のとおり報告する。

平成30年10月10日報告

この利用状況調査については、農地法の規定に基づき、毎年、農地の現地調査を行うことが義務付けられましたことから、本市におきましても、引き続き、調査を実施いたしました。

委員の皆さまには、今年は、8月17日から23日にかけて、ご多忙のなか、延べ3日間にわたり調査していただき、誠にありがとうございました。

今年の集計結果につきましては、表に記載させていただきましたとおり、148, 190. 78平方メートルの農地が荒廃農地と確認されました。

また、農地造成の土地につきましては、調査対象農地32, 314平方メートルのうち、30, 895平方メートル、全体の95. 6パーセントが適正に利用されておりました。

次に、詳細につきましては、斉藤副主査より説明いたします。  
(スライド上映しながら、詳細説明を行う。)

○水代議長 ただいま報告がありました。ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第27号「生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の9ページをご覧ください。  
報告第27号

生産緑地買取り申出による農業従事者への斡旋について  
生産緑地法第13条の規定による農業従事者への斡旋依頼が、次のとおりあったので報告する。

平成30年10月10日報告

関連がありますので、一括して報告いたします。

斡旋依頼がありました土地は、流山市古間木の畑7筆、面積は11, 540平方メートルで、本年8月総会の議案第33号「生産緑地に係る農業の主たる従事者について

の証明願について」でご承認をいただきました方の農地であります。

議案案内図については、12ページと13ページでございますので、ご参照ください。

次に、買取り希望価格につきましては、記載のとおりであり、今後、買取り申出から3か月後の平成30年11月8日までに買取りの申し出がなかった場合には、生産緑地地区の行為の制限が解除されることとなります。

今月の生産緑地買取り申出についての報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第28号「合意解約の通知について」報告を求めます。  
秋元次長。

◎秋元次長 議案書の11ページをご覧ください。

報告第28号

合意解約の通知について

農地法第18条第6項の規定により、次のとおり通知があったので報告する。

平成30年10月10日報告

合意解約が行われました農地につきましては、流山市南の畑4筆、合計面積は1,396平方メートルで、合意解約通知書の受付日は、本年9月25日です。

また、当該農地については、議案第40号の農地法第3条の売買に伴い、解約されたものです。

この報告の議案案内図については、14ページでございますので、ご参照ください。

今月の合意解約のご報告につきましては、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第29号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。秋元次長。

◎秋元次長 議案書の12ページをお開きください。

報告第29号 転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

平成30年10月10日報告

報告の1番につきましては、昨年12月の総会で審議がなされ、12月28日付けで、許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の15ページと16ページにご

ざいます。

また、本件につきましては、先月6日に、吉田代理・小倉委員にご確認をいただきました。

続きまして、報告の2番につきましては、昨年10月の総会で審議がなされ、10月31日付けで許可となった案件であります。

案内図及び土地利用計画図については、議案案内図の17ページと18ページにございます。

また、本件につきましては、先月12日に、山崎委員・金子委員にご確認をいただきました。

最後に、現地確認した際の写真につきまして、スライドにしておりますので、併せてご参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いたします。

○水代議長 ただいま報告がありましたが、ご質問、ご意見がございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 次に、報告第30号「専決処理の報告について」報告を求めます。

秋元次長。

◎秋元次長 議案書の13ページをご覧ください。

報告第30号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成30年10月10日報告

最初に、1の農地法第3条の3の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第3条の3の届出のご報告は、1件 5筆 面積5,254平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出のご報告は、4件 4筆 面積1,438平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

3の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、32件 252筆 面積138,377.88平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。



続きまして、議案書の15ページをご覧ください。

今月ご報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地2件、その他の建物施設用地2件の計4件の届出がありました。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が15件、マンションの区分所有が12件、工鉱業用地が1件、道水道用地が1件、その他の建物施設用地が3件の計32件の届出がありました。

今月の専決処理のご報告は、以上です。よろしくお願いたします。)

○水代議長 ただいま報告がありました、ご質問、ご意見ございましたら承ります。  
(なしの声あり)

○水代議長 特にないようですので、次に進みます。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成30年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議ありがとうございました。

○水代議長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成30年第10回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただき、ありがとうございました。

△閉会 午後5時7分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成30年10月10日

流山市農業委員会長

水代 啓司

流山市農業委員会委員

小嶋 悦子

流山市農業委員会委員

小倉 節子